

仕 様 書

1. 名 称 防犯カメラ購入

2. 目 的

現在の防犯カメラは、施設開館当初から稼働しており、毎年実施している定期点検において記録装置の交換を勧められている。また、経年劣化による不具合等により、映像記録が撮れなくなる可能性が高いため、機器全体の更新が必要である。当該設備は、施設内の監視及び有事の際の記録設備として、不可欠な機器であるという性質から、機能維持のため更新するもの。

3. 場 所 逗子市池子 1-11-2 (逗子市体験学習施設)

4. 納期等

(1) 納 期 令和 8 年 10 月 31 日

(2) 作業時間

原則施設休館日である火曜日を除き、各日 9 時 00 分から 17 時 00 分まで。詳細な作業日・時間については、協議し決定すること。

5. 内 容

(1) 防犯カメラを 1 台増設および既設の 20 台を設置後、安全かつ正常な動作が行えるよう動作試験を実施すること。なお、配線については増設分は新規に、既設分は流用とする。

(2) 防犯カメラの設置箇所やカメラの向きは別紙図面のとおり設置すること。ただし、設置後にカメラの向き等について改めて発注者に確認し、必要であれば調整すること。

(3) モニター及びハードディスクレコーダーは既設位置(事務室)にて交換すること。

(4) 更新部品は現在生産終了予定のない物を使用すること。

(5) 必要な消耗品等は受注者が用意すること。

(6) 既存の物品の撤去及び処分費用を含むこと。

(7) 防犯カメラの搬入、設置及び撤去時に発生したごみ等は受注者が適正に処分すること。

(8) 産業廃棄物が搬出されるときは、受注者は、産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)又は電子マニフェストにより適正に処理されていることを確認するとともに発注者に提示しなければならない。ただし、検査時まで処理が完了していない場合は、完了している段階までの提示で良いものとする。また、受注者は、処理が完了した時点

(検査後も可)で、産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)のE票の写し又は電子マニフェストの受渡確認票の写しを発注者に提出するものとする。

(9) 交換後は、試験、調整を行い、安全に使用できる状態にすること。

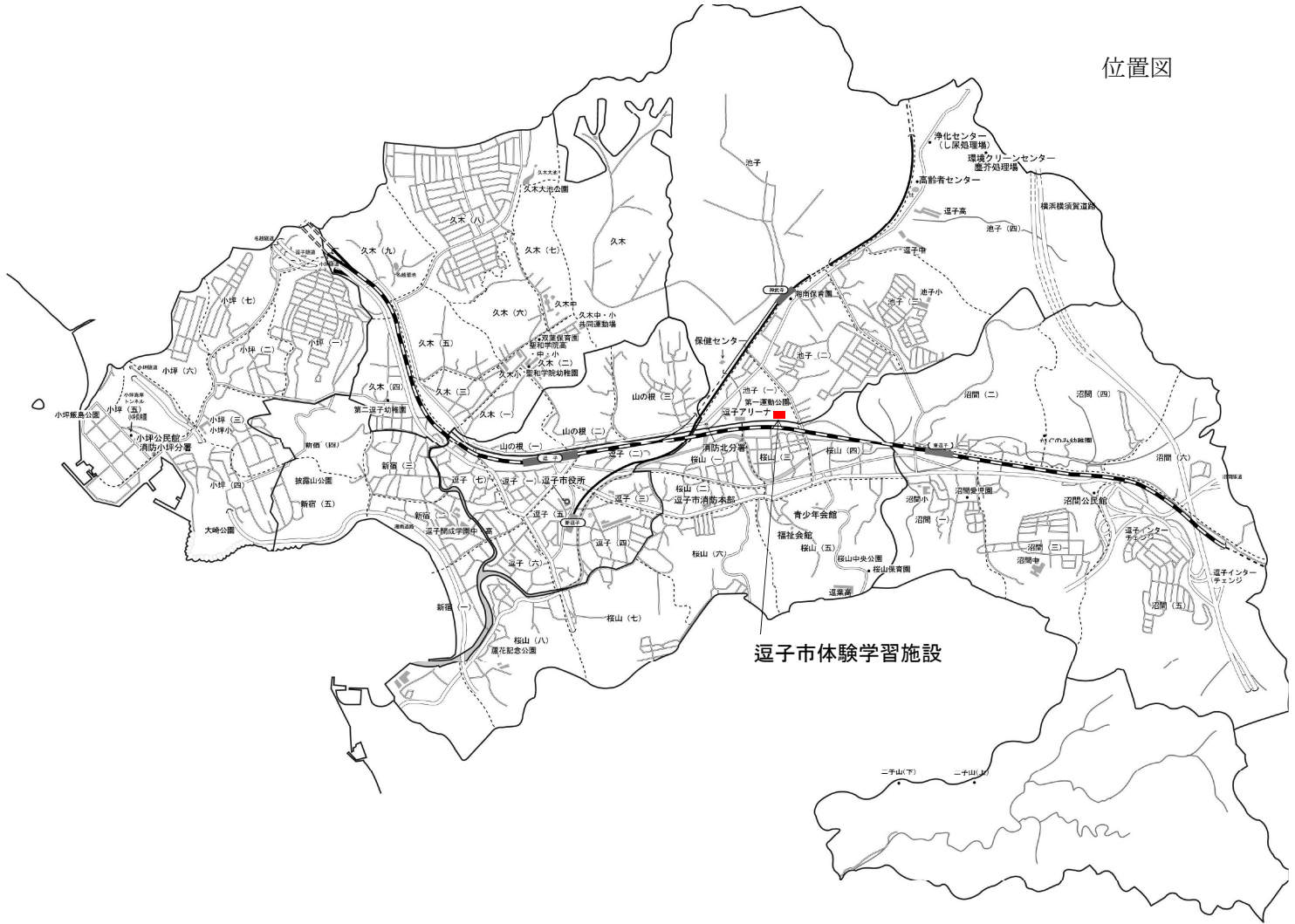
(10) 交換作業終了後は、発注者立会いの下、作業及び交換箇所の確認・報告・説明を行うこと。

6. その他

(1) その他、本仕様書に定めのない事項は、発注者の指示に従うこと。

(2) 作業中においては、作業動線の設定等、施設及び施設周辺の利用者に十分配慮のうえ行うこと。

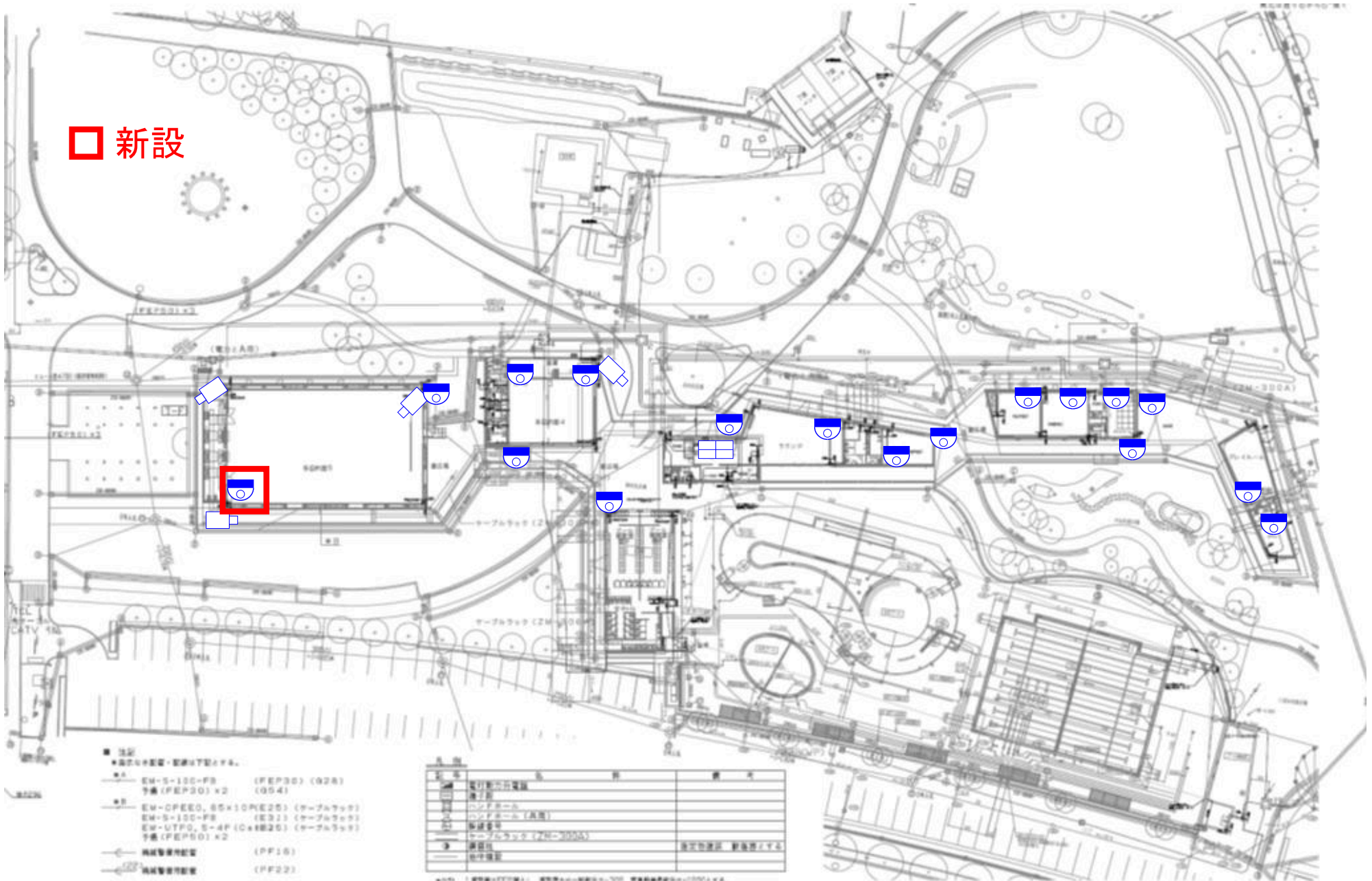
位置図



逗子市体験学習施設

工事名	逗子市体験学習施設防犯カメラ更新に係る購入		
工事場所	逗子市池子1-11-2		
図面名	位置図		
縮尺	-	図面番号	1
逗子市 教育部 子育て支援課			

□ 新設



- 注記
- 高圧ガス設備・配管の設置場所
- EM-S-100-FB (FEP30) (028)
手帳 (FEP30) x2 (054)
- EM-CPREO, 85x10PE25 (9-7a9y9)
EM-S-100-FB (E32) (9-7a9y9)
EM-UTPO, S-4P (C48E20) (9-7a9y9)
手帳 (FEP30) x2
- ← 機械警備用配管 (PF16)
- ← 機械警備用配管 (PF22)

記号	名称	仕様	数量
EM-S-100-FB	電子防犯カメラ		
EM-CPREO	電子防犯カメラ		
EM-S-100-FB	電子防犯カメラ		
EM-UTPO	電子防犯カメラ		
PF16	機械警備用配管		
PF22	機械警備用配管		

※ 図面は、1:1000 (1/1000) の縮尺で表示されています。詳細は、図面を参照してください。